平成２９年（フ）第５２３９号
大阪市生野区巽中４丁目４番29号　メゾンタツミ　103号、前住所大阪市阿倍野区旭町３丁目３番７－809号
債務者　中村　良平
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５４８９号
大阪市淀川区西中島２丁目６番16号　コーワマンション401号
債務者　清水　千夏
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５５０２号
大阪府八尾市南木の本６丁目39番地の１　ソレアードＡ－105号
債務者　日高　照信
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５５８０号
大阪府吹田市五月が丘南30番10号（303）
債務者　井上　　尚
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５６７５号
大阪市生野区巽南５丁目４番33－706号
債務者　池内エミ子
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５７０８号
大阪府寝屋川市萱島東１丁目14番10号（301号）
債務者　碓井　克雄
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５７１５号
大阪府池田市桃園１丁目５番20号（５）、前住所大阪府池田市八王寺１丁目４番20－407号
債務者　東尾　亜紀
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５７２２号
大阪市天王寺区堂ケ芝２丁目９番７－406号
債務者　千本　貢一
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５７５７号
大阪府枚方市長尾家具町２丁目2203番地の４
債務者　上田摩喜子
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１７５号
大阪府大阪狭山市池尻自由丘３丁目16番17号
債務者　天見美保子
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３６号
兵庫県篠山市黒田133番地24、前住所岡山県倉敷市西阿知町新田60レオパレスエストゥベンダⅢ203号室
債務者　上田　敬嗣
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで　神戸地方裁判所柏原支部

平成２９年（フ）第４１２号
盛岡市箱清水１丁目３番７号　コーポいのうえ203号
債務者　菊池　洋一
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第１３３４号
千葉市緑区誉田町２丁目６番地54　モアクレストリバティヒルズ604号
債務者　石橋　直美（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１３５０号
千葉市中央区都町１丁目９番２号　第１植草ビル202号
債務者　平林　和義
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１４００号
千葉県浦安市海楽１丁目15番10号　ローズガーデンＲ50番館（105）
債務者　竹花　浩幸
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１４２０号
千葉県船橋市新高根５丁目５番23号
債務者　小田　浩史
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係